

2025年度 東京科学大学（理工学系）基金奨学金 「三菱電機ソフトウェア奨学金」募集要項

東京科学大学の前身にあたる東京工業大学では、創立 130 周年を契機として、蔵前工業会、同窓生をはじめとする皆様からのご支援ご協力を得て「東京工業大学基金」を創設いたしました。当基金は東京科学大学でも継続し、教育・研究・貢献の質をさらに高めていくための様々な事業活動に活用していこうとするものです。

東京科学大学基金には、企業・団体、同窓生、本学関係者ご遺族などの本学に縁の深い方々より、学生の奨学を用途とすることを特定された篤いご寄附をいただいております。東京科学大学では、ご寄附いただいた方々のご意志を尊重し、本学の発展に寄与された方および寄附者の方に深い敬意と感謝の意を表し、個人名・企業名を冠した奨学金を設立し、奨学生の募集を実施いたします。

1. 三菱電機ソフトウェア奨学金設立の経緯及び目的

三菱電機ソフトウェア株式会社(Mitsubishi Electric Software Corporation ※略称:MESW)は、三菱電機グループのソフトウェア設計会社が経営統合して発足した三菱電機グループのソフトウェア技術の中核を担う企業です。

長年に渡ってグループ各社が培ってきたソフトウェアに関する技術と幅広い事業領域（公共・エネルギー、宇宙・通信、防衛システム、FA・産業メカトロニクス、自動車機器、ビル、空調・冷熱、映像、セキュリティ、ライフサイエンス、組込ソリューションの 11 の事業分野）に渡る知見を結集して、豊かで快適な社会づくりに貢献されています。

本学は三菱電機ソフトウェア株式会社からご寄附を受け、家電から宇宙まで先進の情報通信技術で社会を支える優れた人材を育成することを目的に当奨学金を設立いたしました。

2. 奨学生の資格

(1) 2024年10月時点で本学学院の学士課程に在籍し、2025年4月に本学学院の修士課程に進学する者。かつ進学先の所属学院が理学院、工学院、情報理工学院、生命理工学院のいずれかである者。

(2) 学業成績が優秀で、更に学業の発展向上が期待できる者。

(3) 日本国籍である者又は永住者等の在留資格を持つ者。

※ 他の給付奨学金等（東工大基金奨学金を除く）との併給可能。

3. 採用予定人数

2名

4. 奨学金の額

月額 50,000 円

5. 給付期間

奨学金を授与する期間は、2年間（2025年4月～2027年3月）とする。

ただし、「12. 奨学金給付の廃止」に該当する事項が発生した場合を除き、短縮修了する場合はその期間とする。

また、休学をした場合は、休学した期間を当初の給付期間に加えた月までとする。また、廃止の事由に該当する場合は、この限りではない。

6. 出願の手続き

(1) 書類選考申請を行う。

下記①及び②の両手順を、応募締切期限までに完了させる。（一方の手順完了だけでは選考対象としない）

①「学内選考用奨学金申請書」と関係添付書類一式をPDFファイルにし、1つのフォルダ内にまとめ、当該フォルダを「書類提出先Box」にアップロード（提出）する。

②書類アップロード後に、「申請フォーム」より入力申請を行う。

※「書類提出先Box」と「申請フォーム」は、日本人学生向け学内選考申請にかかるものと同じ。

学内選考申請の詳細は、下記大学HPにて確認のこと。

（在学生の方>学費・奨学金>民間財団等奨学金>民間等奨学金について）

<https://www.titech.ac.jp/student-support/students/tuition/financial-aid/applications>

(2) 書類選考通過者は別途期日までに以下の書類を提出しなければならない。

① 基金奨学金申請書

② 小論文（400字程度）

テーマ『ソフトウェアAI技術が社会に与えるインパクトについて』

③ 推薦書（指導教員に依頼。様式任意）

7. 応募締切

応募締切 2024年11月8日（金）17:00 厳守 ※締切日時以降の到着分は受理しません。

書類選考通過者 追加書類提出締切 2024年11月22日（金）

8. 奨学生の選考

(1) 第一次選考：書類選考 2024年11月13日までに選考結果通知（メール）予定

(2) 第二次選考：面接選考 2024年12月上～中旬予定（詳細は追って連絡）

(3) 奨学生の採用は、教育本部会議で審議の上、学長が決定し、本人に通知する。

9. 奨学生採用式

2025年7月中旬～下旬予定開催予定の奨学生採用式に、出席すること。

その他、本奨学金に関し大学が実施する行事には参加すること（ただし修学上やむを得ない事情がある場合は学生支援課まで申し出ること）。

10. 奨学金の給付

奨学金は、奨学生の指定する口座に四半期毎に振り込むものとする。

1 1. 奨学金の休止及び復活

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。
- (2) 奨学生が留学し、又は長期にわたって海外に滞在するときは、奨学金の給付を休止することがある。
- (3) 奨学金の給付を休止された奨学生が、その事由が止んで申し出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

1 2. 奨学金給付の廃止

以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 退学若しくは転学し、又は除籍になったとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績又は性行が不良になったとき。
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

1 3. 奨学金の返還

奨学生に、奨学生として適当でない事実があったときは、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがある。

1 4. 奨学生の異動届出

奨学生が、次のいずれかに該当するときは、速やかに学生支援課まで届け出ること。

- (1) 休学、復学、転学、留学若しくは退学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

1 5. 報告書の提出

奨学生は、毎年度末に学修報告書を、学業成績証明書を添えて提出すること。

【照会先】

学生支援課経済支援グループ

大岡山キャンパス Taki Plaza 1階

TEL: 03-5734-3014 FAX: 03-5734-3675

E-MAIL: gak.kei@jim.titech.ac.jp